

## 国民年金からのお知らせ

### こんなときには届出が必要です

町住民保険課 国保医療・年金係 ☎ 34・2097  
桜井年金事務所 ☎ 42・0033

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。

届出は加入するときだけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。もし、届出をしなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れなかったりする場合がありますので、必ず届出をしましょう。

#### 国民年金の加入種別

##### ●第1号被保険者

自営業の人やその配偶者、学生、フリーターなどが対象となり、第1号被保険者への加入や種別変更の手続きは、町住民保険課か桜井年金事務所の窓口で行います。

##### ●第2号被保険者

会社員や公務員など、厚生年金保険に加入している人が対象になります。届出は、会社や官公庁など勤務先が行います。

##### ●第3号被保険者

国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者が対象になります。届出は配偶者の勤務先を通じて行います。

### 20歳以上60歳未満の人はこんなときに届出が必要です

届出が必要なとき	異動の内容	持参するもの
20歳になったとき (厚生年金保険加入者、国民年金第3号被保険者を除く)	第1号被保険者となります。	・印鑑 ・個人番号がわかるもの ・本人確認できるもの
退職したとき (厚生年金保険加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります。(第3号被保険者に該当する場合を除く)	・印鑑 ・年金手帳 ・資格喪失日(扶養から外れた日)の分かる書類(※) ・個人番号がわかるもの ・本人確認できるもの
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金保険の資格を喪失したとき、配偶者の扶養から外れたとき	第3号被保険者から第1号被保険者になります。	

※社会保険厚生年金保険資格喪失証明書・離職票など

## 町の遺物や文化財に携わってみませんか

### 日日雇用職員(遺物整理員)の募集と発掘調査作業員の登録

文化財保存課 ☎ 32・4404

#### 日日雇用職員(遺物整理員)

##### 業務内容

- 1 出土品の洗浄作業など
  - 2 図化作業
  - 3 情報入力など
- 必要資格など 特になし
- 1・2: 手先が器用な人
  - 3: パソコン入力(エクセル・ワードなど)ができる人

※文化財関係の業務に携わったことがある人や学芸員資格を有する人を優先

※業務内容は面接時に確認

勤務場所 町埋蔵文化財センター

勤務期間 令和2年3月まで

勤務日時 火・木曜日

賃金 時給820円

必要書類 履歴書(希望業務について、備考欄などに第1希望・第2希望を記入してください)

採用方法 書類選考の結果により、随時面接。結果は、速やかに電話及び文書により通知します。  
申込方法 随時、文化財保存課事務

所(〒636・0247/田原本町阪手233の1)へ持参、または郵送。

#### 発掘調査作業員

資格 20~70歳の人(平成31年4月1日時点)で、体力に自信がある人(肉体労働)

※発掘調査に通算2ヵ月程度以上

従事した経験がある人は、75歳まで登録可。履歴書にこれまで参加した発掘調査とおおよその期間を記入してください。なお、田原本町で発掘調査に従事された人は省略可。

勤務時間 午前8時30分~午後5時15分(天候や現場の状況により時間変更の場合あり)

勤務場所 町内の遺跡調査場所

賃金 時給1095円

登録に必要なもの 履歴書

申込方法 随時、文化財保存課事務所(〒636・0247/田原本町阪手233の1)へ持参、または郵送。



# 後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ 平成31年度後期高齢者健康診査が 6月から始まります

住民保険課福祉・高齢医療係 ☎ 34・2096 / ☎ 34・2095

健康診査は、後期高齢者の健康を保持・増進することを目的に、県後期高齢者医療広域連合の委託を受けて町が実施しています。

対象となる人には5月下旬に受診券を送付します。心臓病や糖尿病などの生活習慣病を早期に発見すること、必要に応じて早めに治療を受けることができます。

生活習慣病は、動脈硬化（血管の老化）を加速させて自覚症状がほとんどありません。この状態を放つて

おくと動脈硬化が進み、糖尿病の合併症・脳卒中・心筋梗塞などの重大な疾患につながります。

皆さんもご自分の健康状態をチェックするよい機会だと捉えて、ぜひご活用ください。

※次のような人は、必ずしも健診を受けていただく必要はありません。かかりつけ医などにご相談ください。

●生活習慣病治療中で医師などから健診の必要性がないと判断された

●病院または診療所に長期入院（6ヵ月以上継続して入院）している

●事業主健診など、他で健康診査の受診機会がある

●施設に入所している（障害者支援施設、養護老人ホーム、介護保険施設など）

※平成31年4月～令和元年11月に75歳になる人は、誕生月の翌月末ごろに受診券を送付します。

※令和元年12月以降に75歳になる人は、令和2年度から後期高齢者健康診査の対象となります。国民健康保険または他の健康保険から、特定健診の案内が届いている人は、75歳の誕生日前日までに受診してください。

## 健診の流れ

①受診券が自宅に届く。



②受診する医療機関（県内）を決めて、健診日時の確認の電話を医療機関にする。



③質問票を記入する。



④医療機関で受診する。

▶持ち物 受診券、被保険者証、質問票



⑤町から受診結果を約2ヵ月後に送付します。（医療機関からの報告の関係で、2ヵ月以上かかる場合があります）また、早く結果を知りたいときは、受診した医療機関で結果の説明を受けることができます。受診時に申し出てください。

## 健診の概要

実施期間 6月～令和2年1月末日

### 検査内容

- 問診 ●身体計測（身長、体重、BMI）
- 診察 ●血圧測定 ●血液検査（脂質、腎機能、肝機能、血糖、血清クレアチニン検査） ●尿検査（尿糖、尿タンパク）
- 貧血検査 ●心電図検査

※前年度の検査結果や医師の判断で眼底検査が追加されます。

費用 無料

## 行政施策のための基礎資料

# 工業統計調査にご協力をお願いします

総合政策課政策企画係 ☎ 34-2083

工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。調査の結果は、中小企業施策や地域振興など、国

及び地域行政施策のための基礎資料として利活用されます。調査の趣旨、必要性をご理解いただき、ご協力をお願いします。

対象 従業員4人以上の全ての製造事業所

調査期日 6月1日

### 調査内容の秘密の厳守

調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外（税の資料）に使用することはございません。



## 健康ポイント事業の参加方法

### ①ポイントカードを手に入れよう！

長寿介護課に、印鑑と身分証明書をお持ちのうえ、申請してください。ポイントカードをお渡しします。



※閉じこもり予防・外出支援を目的と

した事業のため、代理申請は受け付けていません。

※昨年度事業終了時までには 30 ポイント貯まらなかったカードをお持ちの人は、申請時にお持ちください。



### ②ポイントの貯め方

#### ●外出ポイント

右記の対象施設において開庁時間内にポイントカードを提示した場合に、1日1ポイントを付与します。

#### ●いきいきポイント

自身にあった内容を設定した「いきいき目標」の達成状況を記録してください。役場で確認した際に、5日で1ポイントを付与します。



### ③補助券との交換方法（令和2年3月5日まで）

50ポイント貯まりましたら、ポイントカードと印鑑をお持ちのうえ長寿介護課で申請してください。

ポイントカード下部の「補助券引換シート」を切り取り、補助券をお渡しします。（交換上限回数は4回となります）



### ④補助券利用方法（令和2年3月12日まで）

補助券は、道の駅「レスティ 唐古・鍵」や町内の商店など、健康ポイント事業参加店で1枚額面500円相当として使えます。

※金券・たばこなど補助券では購入できないものがあります。

田原本町健康ポイント事業は、日々の外出やイベント参加、健康づくりの習慣化などでポイントが貯まり、特典がもらえる制度です。



楽しみながら健康づくり  
**健康ポイント事業に参加しませんか**

長寿介護課高齢福祉係 ☎ 34・2103

#### 対象者

町在住で、昭和30年4月1日以前に生まれた人

ポイントカード交付・ポイント付与期間

5月15日(水)～令和2年2月29日(土)

### 対象施設

- 町役場長寿介護課
  - 町老人福祉センター
  - ふれあいセンター
  - 町社会福祉協議会
  - 道の駅「レスティ 唐古・鍵」
  - 唐古・鍵遺跡史跡公園 遺構展示情報館
  - 青垣生涯学習センター（図書館、生涯教育課、唐古・鍵考古学ミュージアム）
  - 中央体育館
  - はせがわ展望公園えのき広場のグラウンドゴルフ場
- ※その他、長寿介護課主催事業でも付与します。

いっしょにたべようよ

## こども食堂たわらもと

主催：田原本町赤十字奉仕団

町内の小学生の居場所づくりを目的に「こども食堂たわらもと」を開催しています。食事の提供は月1回を予定しています。



日時 **6月15日(土)**

正午～午後1時30分

場所 青垣生涯学習センター 2階 調理室

参加無料

対象 原則として小学4年生以上

※田原本小学校区以外の児童は保護者の送迎が必要

定員 約30人

問・申込 5月27日(月)までにNPO法人子育てすこやかサークル (☎ 35-3835) へ。詳細はQRコードを読み取ってください。



※メニューは未定です。（アレルギーの対応はしません）

※参加児童の中で調理のお手伝いをしてくれる人は、午前11時集合（三角巾とエプロン要）



その気持ち 誰かを笑顔にさせる種

## 5月5日（こどもの日）から 1週間は「児童福祉週間」

こども未来課総合相談係 ☎ 33-9095

「児童福祉週間」とは、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間のことで、子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的としています。



### 子育てを孤育てにしないために

子育ては、子どもが生まれたその日から始まり、自分中心の生活から子ども中心の生活へと大きく変わります。睡眠時間も十分に確保できないような生活には、周囲の助けがなければ体がついていきません。体の疲労は孤独感と相まって、やがて心の疲労につながっていきます。そんな状況の“孤育て”は、母親の産後うつや育児ノイローゼなどの心の病を引き起こし、そこから児童虐待につながることも懸念されています。

### 親にも子にも悪影響を及ぼしかねない

#### “孤育て”にならないために

家族以外の人に家庭内のデリケートな相談をすることに抵抗がある人もいるでしょう。しかし、面識がない相手だから相談できる悩みや、専門家だからこそ救われる言葉があるはずです。悩みや不安なことがあれば、いつでも連絡ください。

### 子育てに関する相談・連絡先

- |   |
|---|
| 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）<br>午前8時30分～午後5時15分                |
| ● 総合相談係（役場内） ☎ 33-9095                              |
| ● 子育て相談係（保健センター） ☎ 33-9035                          |
| 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）<br>午前10時～午後4時                     |
| ● 子育て相談センター宮古保育園<br>☎ 34-1611 / ☎ 0120-194-783      |
| ● 子育て相談センター宮森保育園<br>☎ 33-1611 / ☎ 0120-783-194      |
| ● 子育て相談センターこどもの森阪手保育園<br>☎ 34-1612 / ☎ 0120-733-860 |

### みんなで防ごう児童虐待

虐待かどうかは、あくまで子ども側に立って考えます。いくら養育者が「子どものしつけだ」と思っても、子どもが心身の傷となるほど「痛い」「辛い」「悲しい」と感じる場合は虐待となります。（養育者には実際に養育している人〈例：祖父母、親の恋人など〉も含まれます）

少しでも気になることがあれば、連絡をください。また、保護者自身が虐待してしまいそうなどの相談もお受けします。

- お知らせいただいた人の秘密は守られます。
- 匿名での相談・お知らせでも結構です。

### 虐待に関する相談・連絡先

- |   |
|---|
| 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）<br>午前8時30分～午後5時15分    |
| ● 総合相談係（役場内） ☎ 33-9095                  |
| 土・日曜日、祝日、夜間（午後5時15分～翌午前8時30分）           |
| ● 児童家庭支援センターあすか ☎ 44-5800               |
| 24時間365日                                |
| ● 県中央こども家庭相談センター ☎ 0742-26-3788         |
| ● 児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 189（お近くの児童相談所につながります） |
| 緊急の場合は最寄りの警察署へご連絡ください。 ☎ 110            |
| ● 天理警察署 ☎ 0743-62-0110                  |

## こども家庭総合支援拠点を 設置しました



子どもの福祉に関して必要な支援ができる体制を整備するため、社会福祉士を増員し、こども未来課に「こども家庭総合支援拠点」として総合相談係を設置しました。

子どもと家庭の実情把握、支援への情報提供、子育て全般の相談、児童虐待の相談・通告の受け付けなど、子どもや家庭への支援に取り組んでいます。お気軽にご相談ください。

### こども未来課の相談窓口一覧

- 総合相談係（こども家庭総合支援拠点／役場内） ☎ 33-9095
- 子育て支援係（役場内） ☎ 33-9036  
児童手当・（特別）児童扶養手当・（小規模）保育園・学童保育に関することなど。
- 子育て相談係（保健センター内） ☎ 33-9035  
赤ちゃんの訪問・妊娠期・育児期の教室実施。子どもの発育・発達に関する相談など。

人と動物が共に安全で快適に暮らせる町のため

## 動物の飼育ルールや マナーを守りましょう

保健センター ☎ 33・8000

犬や猫などの動物は、安らぎを与えてくれる大切なパートナーです。一方で町には、犬や猫に関する苦情や相談が多く寄せられています。

犬や猫と暮らすためには、いくつかのルールやマナーがあります。近隣には、犬や猫が苦手な人、アレルギーを持っている人などが住んでいる場合もあります。マナーを理解し守ることで、人と動物が共に安全で快適に暮らせる町を目指しましょう。

### 犬を飼っている人へ

#### ●犬を飼うときは

生後90日を経過した犬は、狂犬病予防法により、生涯に1回の登録と毎年予防注射を受けなければなりません。登録鑑札及び注射済票は、必ず犬の首輪につけましょう。

登録や注射を受けていない犬や鑑札・注射済票を首輪につけていない犬の飼い主は、法律により処罰されます。



●散歩のときはマナーを守って  
散歩時の犬のふんの放置で迷惑をしているという相談が多く寄せられています。排せつは自宅で済ませるようにしましょう。

また、散歩時はふんを入れる袋や水を携行し、飼い主が責任を持って処理しましょう。

●散歩のときはリード（引き綱）を  
事故防止のため、必ずリードを装着し、犬を制御できる人が散歩をさせましょう。

### 猫を飼っている人へ

#### ●飼い猫は屋内で飼育を

屋外では交通事故や感染症などの危険があります。外の暮らしは過酷なので長生きできず、平均寿命は4〜5年と短くなります。

屋内飼育の飼い猫の寿命は15〜20年ですので、屋内で飼いましう。

#### ●飼い猫には身元表示を

迷い猫を防ぐため、飼い主・住所などが分かるよう、飼い猫には首輪と名札などをつけましょう。

#### ●繁殖を望まない場合は 必ず不妊・去勢手術を

猫は、生後1年足らずのうちに繁殖能力が備わります。年に2〜4回、1回あたり3〜5匹程度の子猫を産みます。不妊・去勢手術は、尿のおいが弱まり、さかりの鳴き声がなくなる効果も期待されます。

#### ●飼い主のいない猫について

おなかをすかせた猫に餌をあげようとするとその気持ちは、悪いことではありません。

しかし、餌を与えるだけでは、猫はどんどん増えます。また、ところかまわず排せつし、近所や周りに迷惑をかけ、結果的に嫌われてしまいます。無責任な餌やりはやめましょう。

#### ●最期まで、責任・愛情をもって終生飼育をしましょう

動物たちの命を大切に、最期を看取るまで愛情をもって飼いましう。

動物を捨てることは法律で禁止されています。やむを得ず飼えなくなったら、新しい飼い主を探しましょう。

奈良テレビ放送「ゆうドキッ！」の

## 「いきいきまちだより」 をご覧ください

秘書広報課広報広聴係 ☎ 34-2069

奈良テレビ放送「ゆうドキッ！」の金曜日のコーナー「いきいきまちだより」では、田原本町や県内各市町のまちの話題をお届けしています。

**放送日時** 毎週金曜日午後6時30分ごろ



### 放送内容

- 田原本町のまちの話題 (VTR 放映/月1・2回)
  - 田原本町からのお知らせや行事の案内
- ※放送時間や内容は変更される場合があります。
- ※毎月の放送予定は、町ホームページをご覧ください。



# 平成30年度の運用状況を公開します

総務課法務文書係 ☎ 34・2073

町では、情報公開制度と個人情報保護制度を実施しています。これらの制度の平成30年度の運用状況がまとまりましたのでお知らせします。

## 情報公開制度の運用状況

情報公開制度は、町民の皆さんの町政への参加と開かれた町政を推進するために、町が保有している行政情報（公文書）の開示を請求できる権利を保障するものです。（表1）

公文書の開示請求・申出の運用状況（表1）

	件数	実施機関	決定内容		
			開示	部分開示	非開示
開示請求	11	町長部局	4	7	0
	9	教育委員会	3	5	0
	0	議会	0	0	0
申出	1	町長部局	0	1	0
	0	教育委員会	0	0	0
	0	議会	0	0	0
合計	21		7	13	0

※開示請求の教育委員会に1件却下があったため、開示請求件数と決定内容の合計は一致しません。また、決定に対する審査請求はありませんでした。

個人情報の開示等請求の運用状況（表2）

	件数	実施機関	決定内容	
			開示	部分開示
開示請求	2	町長部局	1	1
合計	2		1	1

個人情報取扱事務の届出状況（表3）

実施機関	件数
○町長部局	320
町長公室	25
総務部	40
住民福祉部	150
産業建設部	61
上下水道部	42
会計課	2
○教育委員会	60
○選挙管理委員会	9
○公平委員会	3
○監査委員	2
○農業委員会	7
○固定資産評価審査委員会	2
○議会	3
合計	406

## 個人情報保護制度の運用状況

個人情報保護制度は、町が保有する個人情報を保護するとともに、皆さんの自己情報について開示や訂正など、個人の権利利益を保護するものです。（表2）

## 個人情報取扱事務の届出状況

個人情報保護制度を実施する町の機関（実施機関）が個人情報を取り

## 総合公開窓口の利用案内

扱う事務を行う場合は、その目的、対象者の範囲、記録項目、収集先などを明らかにし、町長へ届け出なければなりません。（表3）

町役場2階の総合公開窓口では、情報公開・個人情報保護制度に関する相談や開示請求の受付などを行っています。また、町政に関する資料が自由に閲覧できます。

## 自分たちの町は自分たちで守る

# 田原本町消防団の役員を紹介します

防災課安全防災係 ☎ 34-2059



6つの分団で組織されている田原本町消防団は「自分たちの町は自分たちで守る」という精神のもと、火災や災害発生時に出動し、日ごろから防災啓発活動を行っています。4月1日現在の役員は右記のとおりです。

## 消防団役員の紹介

団長	今西和夫さん
副団長	鎌田 貢さん
副団長	澤井 実さん
第1分団長	森田孝浩さん
第2分団長	浅井宗一さん
第3分団長	中垣英樹さん
第5分団長	森田保男さん
第6分団長	増田克巳さん
第7分団長	吉岡邦彦さん